

令和8年度建設業デジタル化加速事業  
ICT内製化フルサポート工事「発注者指定型」特記仕様書

第1条（適用）

本モデル工事は、高知県土木部発注工事において、ICT活用工事を未経験である中小規模の事業者が、当該工事で提供される技術的なサポート支援によりICT活用工事の内製化を経験することで、その後の受注工事でも継続的にICTを普段使いできる技術力の獲得を目的とする。また併せて、高知県土木部がICT活用工事を促進するにあたり、既存の補助制度等では不足している支援内容について、検証を行うものである。

第2条（施工）

- 1 受注者は、発注者が指定するICT活用工事を内製化により実施すること。実施にあたっては、高知県土木部技術管理課が当該工事に派遣するICTアドバイザーから以下の支援を受けながら、工事を実施する。

【ICTアドバイザーからの支援内容】

① ICT活用工事の計画・準備

ICT活用工事の実実施計画や準備、受発注者間協議に要する資料に関する研修及び現場指導

② 3次元起工測量

3次元計測機器の初期設定や精度管理、計測方法等に関する研修及び現場指導

③ 3次元設計データ

3次元設計データの作成方法や発注者への提出資料に関する研修及び現場指導

④ ICT建機施工

ICT建機の初期設定や操作に関する研修及び現場指導

⑤ 3次元出来形管理等の施工管理

3次元計測機器の初期設定や精度管理、計測方法、出来形管理資料等に関する研修及び現場指導

⑥ 3次元データの納品

3次元データの納品に関する指導・現場指導

- 2 ICT活用工事に対応した機器類は、受注者が手配すること。

第3条（実施手続）

ICT活用工事に準ずるものとする。

#### 第4条（設計積算）

I C T活用工事に準ずるものとする。

#### 第5条（監督・検査）

I C T活用工事に準ずるものとする。

#### 第6条（工事成績評定）

I C T活用工事に準ずるものとする。

#### 第7条（調査検証への協力）

受注者による効果や実態等の把握のための調査やヒアリング等に協力すること。調査様式については、別途指示する。また、映像記録や取材について、依頼を受けた場合は協力すること。

#### 第8条（その他）

本モデル工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。